

第1章 総則

第1条【名称】

帝京ベースボールジュニア（以下「本団体」という。）とする。
所在地を代表宅とする。

第2条【目的】

本団体は「八王子市少年野球連盟」「八王子中央少年野球連盟」に所属し、学外教育活動の一環として学童少年軟式野球を通じ、心身ともに健全な児童を育成し、スポーツマンシップを学び理解を深め活動を通じて地域活性化、地域貢献活動を目的とする。本団体は非営利のボランティア団体（任意団体）である。

第3条【活動】

本団体は前条の目的のために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 練習（オープン戦）と試合による少年野球の体得及び支援
- (2) 各学童少年軟式野球大会への参加
- (3) 卒団式（6年生送別会）の開催
- (4) 連盟主催事業への参加
- (5) 地域貢献、地域活性化活動行事への参加
- (6) 他団体との交流親睦活動への参加
- (7) その他

主な活動場所は、帝京大学八王子キャンパス第一グラウンド・第二グラウンドを主とする。但し、必要に応じて近隣の学校又は、その他のグラウンドで活動する場合がある。

練習活動日は土曜日、日曜日、祝祭日の半日とするが、天候・季節・遠征試合等により活動時間が超過する場合がある。

第2章 役員、指導者、団員

第4条【役員・指導者】

本団体は、会長、副会長、代表・監督、コーチ等の指導者（以下「指導者」という。）団員、保護者で構成する。次の各号に掲げる役員を置く。尚、役員は兼任を可能とする。

- (1) 会長1名 (2) 副会長1名 (3) 代表1名 ※監督を兼任 (4) 副代表 (5) コーチ
- (6) 事務局（事務局補佐含む）(7) 会計 (8) 監査役、その他必要と思われる担当役員は保護者から選任する。会長、副会長、代表、副代表、コーチ、事務局、会計、監査を、幹部役員とする。現行の幹部役員の協議は、立候補または各保護者の互選により指名し選任する。

第5条【指導者資格】

本団体の指導者は野球経験者及び、代表が認めた者で行う。

- (1) いかなる場合でも暴言暴力、罵声や怒声、相手チーム・選手や審判への野次など団員への差別も認めない。上記の内容が認められた場合は、役員協議のうえ厳正に対処する。

第6条 【団員資格・卒団資格】

- (1) スポーツ安全団体保険（以下「スポーツ保険」という。）に加入する。
- (2) 東京都（隣接する県）に在住する小学生であり、主な活動場所に通えて団体の活動趣旨、規約に理解賛同する保護者の児童。
- (3) 小学1年生から入団を可能とする。
- (4) 団員と保護者は、活動を通じて各学年問わず団員、保護者同士の親睦を図り、本団体の活動を理解したうえで本団体の支援活動を行うとする。団員であることへの自覚と責任を持ち、常に感謝の気持ちを忘れず、大学への名誉を汚すことのないよう活動を行う。活動を通じて人間形成を養い、礼節を重んじ、スポーツマンシップ精神を団員、保護者を含めて学ぶ場とする。
- (5) 団員は学校及び学内行事を優先とし、当団体活動を優先する事はできない。
- (6) 当団体で入団から5年以上活動した場合のみ卒団資格を得ることができる。また、他チームへ移籍した場合は卒団資格を失効とする。

第7条 【入団及び退団】

入団は、所定様式（誓約書）に必要事項を記入し代表の承認により入団と認める。

- (1) 体験希望者は、体験日初日から3回までとする。保護者が入団の適否について判断するものとする。体験日は保険の対象外であることを認識したうえで活動を行うこと。
- (2) 登録期間は、入団申し込みを受けた日から年度末（12月31日）までとし、毎年度更新する。
- (3) 団員は、第3条3項「卒団式（6年生送別会）」終了後、資格を失う事とする。
- (4) 途中で退団する場合、本団体所定様式退団届に記入し、代表の承認により退団と認める。
- (5) 入団を希望する児童で、現在連盟に加盟しているチーム及びその選手は所属チームの退団届等の書類を当団体へ提出し、代表が最終判断するものとする。尚、加盟していた連盟の規定により、一定期間の試合出場が認められない場合がある。

第8条 【退団処分、休団処分】

幹部役員の協議により、団員の退団処分又は休団処分を求める場合がある。

- (1) 学校規則を守れないと判断したときや、本規約に違反が認められたとき。
- (2) 団体費を滞納していると判断されたとき。※1
- (3) 団体の指導者、役員、保護者も含めて、団員として相応しくないと判断されたとき。
- (4) 挨拶・返事等、正しい礼儀を守らないとき。
- (5) 当団体への批判、誹謗中傷行為が認められたとき。

※1 三ヶ月以上滞納が認められた場合は、団員は一時休団とし団費納入後活動を許可する。

第9条 【登録、チーム構成】

本団体は、適切な練習体制等の確保及び各種大会への分散参加（登録）を可能とするため、団員の学年構成及び人数等の状況に応じ、各学年（高学年・低学年）に応じた複数チームを置くことができる。

区分	目安	人数	使用球
実戦	5・6年生レベル	15名程度	
		15名程度	

	4年生レベル	15名程度	J球
応用	3年生レベル	各学年15名程度	
基礎	-	-	

第3章 役員

第10条 【役員の仕事】

各役員の仕事は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 代表（監督兼任）は、本団体を代表とし、指導方針および試合運営における専権を持ち、チーム活動の最終判断を行い統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表の代わりにその職務を代行する。
- (3) コーチは、代表監督を補佐し、選手を指導するとともに、チーム目標達成のため意見具申を行う。また、監督不在のときは監督代行を務める。
- (4) 事務局は、スポ少、連盟、他チーム及びその他団体との連絡、書類の收受・発送等、本団体の円滑な運営のための業務を行う。
- (5) 会計は団費を徴収し、本団体の活動に必要な収支を管理する。また、本団体の備品・消耗品・食料品等の物品在庫を管理するとともに、必要に応じ新たな物品等の購入にあたる。
- (6) 監査役は会計を監査する。本団体活動が円滑に進むよう協力する。

第11条 【役員の任期】

役員の任期は、当年度定期総会から次年度定期総会までの1年間とする。役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

第4章 保護者の活動

第12条 【保護者の活動】

活動を円滑に進めるために保護者は団員を平等に支援し、活動に参加する。

- (1) 各当番制を行わず、チーム運営で必要な支援を行う。
- (2) 練習、各種大会及びリーグ戦、練習試合等の運営支援（審判等）を行う。
- (3) 活動場所が遠隔地となる場合の往復交通支援（車移動等）を行う。
- (4) 指導者及び保護者相互の親睦事業を行う。
- (5) 練習方法等の指導方針及び選手起用等について、権限を指導者に一任するものとする。
- (6) 体験者及び外部来場者の対応を行い、必要に応じて役員指導者へ連絡を行う。
- (7) 保護者は団員と同様に団体の一員であることを自覚し、団体の活動を支援する。

第5章 会議

第13条 【定時総会】

総会は、第4条に定める役員、指導者より構成する本団体の最高議決機関であり、定期総会は、原則として毎年12月に開催する。臨時総会は、幹部役員が協議し必要と認めるとき、代表が招集し開催する。総会の議長は、全保護者の中から代表が指名した者がこれにあたる。

総会は役員数の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。尚、役員が特段の意見がなく欠席した場合は、付議事項について議長が一任とし、その決定に異議なきものとみなす。次の各号に掲げる事項を審議及び決定（承認）する。

- (1) 前年度の活動報告及び会計報告
- (2) 新年度の役員を選任
- (3) 新年度の活動方針及び行事予定
- (4) 本規約及び付帯規定の改正又は制定
- (5) その他、本団活動に関する重要事項

第6章 会計

第16条 【運営費】

本団体運営に必要な支出（以下「運営費」という。）は、団員の納める会費、賛助金、協賛する企業及び個人等からの寄付金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

当該年度の運営費から支出できる経費は、次の各号に掲げるとする。

- (1) 団員及び指導者のスポーツ保険団体加入料
- (2) 連盟等への登録費及び各種大会等への参加費
- (3) 野球用具（チーム利用のものに限る。）等の消耗品又は備品購入費
- (4) 施設使用料（グラウンド照明施設使用料等）
- (5) 団体で共有する道具に関しては、購入可能な範囲で購入する。
- (6) 遠征費（配車限定、乗り合い時の高速料金及び駐車料金等）
- (7) 連盟主催大会出場に必要な物品（消耗品、印刷費、通信運搬費等）
- (8) 慶弔費（祝儀、見舞、香典、贈答、餞別、祝電・弔電料等）
- (9) 外部指導者への謝礼は上限1日20,000円（交通費込み）とする。その他、本団活動に必要な経費

前項第9号で定める「その他、本団活動に必要な経費」とは、緊急又は特別な理由によるものとし、幹部役員の協議により支出を決定するものとする。尚、当該経費を支出したとき、その内容金額を、役員、指導者、保護者へ報告しなければならない。（会計年度）

第17条 【会計年度】

毎年1月1日から12月31日までとする。（決算）

第18条 【会計決算】

監査の認定を受け、総会の承認を得て成立とする。

第19条 【会費】

次の通りとする。会費は入団した翌月より徴収する。

学年	団体費
4年生～6年生	5,000円
1年生～3年生	3,000円

- (1) 入団時と年1回（年払い）、スポーツ団体保険加入のため、1月に1,000円徴収する。
- (2) 兄弟姉妹が同時に在籍する場合、2人目以降の団体費を月額1,000円割引とする。
- (3) 団費は、毎月納入するものとし、道具費は年度で納入する。新入団員は入団月で道具費を納める。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
10,000	10,000	10,000	7,500	7,500	7,500	5,000	5,000	5,000	2,500	2,500	0

- (4) 運営費に不足が生じたとき、又は本団体の運営上必要と認めるときは、臨時総会又は直近の役員会議等を開催して保護者へ諮り、会費を徴収することができる。遠征費等含む。
- (5) 退団、休団する場合、既納の会費は返却しないが、一括納入されている場合のみ在籍月以降の会費を返金する。
- (6) 宿泊を伴う、遠征試合・合宿費に関しては別途徴収する。

第7章 雑則

第20条 【事故等への対応】

団員又は指導者が活動中の事故等について、団体の加入するスポーツ団体保険の請求手続き援助等で誠意をもって対応する。但し、補償される保険金の範囲外の請求等には一切関与しないものとする。

活動場所への移動・輸送については、各保護者の責任の下に行う。従って、指導者又は他の保護者の自家用車等によつての送迎や搬送時の事故については、原則として責任を負わないものとし、当事者の加入する任意保険等で対応する。本団体の活動により、第4条に定める役員構成員以外の者に対し事故が起こった場合は、幹部役員等による「緊急会議」を開き、問題の円滑な解決に向けた協議を行い対応する。

第21条 【慶弔規定】

本団体の構成員に係る慶弔にあたっては、役員の協議により必要と認められる場合は、本団体の名称を用い、運営費からの拠出による慶弔金・見舞金を支出することができる。慶弔金・見舞金の額は、過去の支出実績及び地域の慣習等を基準とする。慶弔金・見舞金を支出した場合、後日その内容をミーティング又は連絡等で保護者へ報告しなければならない。

内容及び金額は、下表のとおりとする。

弔慰金	役員、団員及びその配偶者が死亡したとき10,000円。
傷病見舞金	役員、団員が、活動中の病気（負傷を含む）により7日間以上入院したとき3,000円。

附則 1 この規約は、令和2年1月1日から施行する。

この規約に定めのない事項で、総会の承認を要するものでないと判断されるときは、その都度、役員により協議し決定できるものとする。

適用日 2020年4月1日より、当団体規約として適用。

2020年12月19日改定 2021年1月1日より適用。

2022年12月25日改定 2023年1月1日より適用

2023年12月24日改定 2024年1月1日より適用

2024年12月22日改定 2025年1月1日より適用